

## 平成 26 年度著作権分科会における審議状況について

平成 27 年 3 月 16 日

目 次

I	平成 26 年度著作権分科会における審議の経過等について	1
	(i) 平成 26 年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について	1
	(ii) 平成 26 年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について	17
	著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会 「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」概要	20
	(iii) 平成 26 年度国際小委員会の審議の経過等について	24
II	開催状況	33
III	委員名簿	37



# I 平成26年度著作権分科会における審議の経過等について

## (i) 平成26年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について

### I はじめに

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）は、急速なデジタル・ネットワーク社会の進展等に対応するため、著作権法制度の在り方及び著作権関連施策に係る基本的問題に関する様々な課題について、知的財産推進計画2014（平成26年7月知的財産戦略本部決定。以下「知財計画」という。）等に示された検討課題を踏まえつつ、検討を行ってきた。

今期の小委員会では、当面の検討課題として以下の課題について検討を行った。

- ・ 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）への対応等
- ・ 著作物等のアーカイブ化の促進
- ・ 教育の情報化の推進等

各課題の審議の進捗状況等については、次のとおりである。

### II 各課題の審議の状況

#### 第1章 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）への対応等

##### 第1節 検討の経緯

平成25年6月に、視覚障害者等による発行された著作物へのアクセスを促進することを目的とした「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）」（以下「マラケシュ条約」という。）が採択された。本条約の締結に向け、小委員会では、障害者団体及び権利者団体から意見を聴取し、制度整備の在り方について所要の検討を行った。

##### 第2節 検討の状況

第2回及び第3回の小委員会において、障害者団体及び権利者団体から意見聴取を行った。障害者団体からは、マラケシュ条約の締結に必要な手当の他、視覚障害・聴覚障害等に係る多岐にわたる要望が寄せられた一方、権利者団体からは、マラケシュ条約の締結に必要な手当については前向きな反応があったものの、その他の要望事項については、反対若しくは慎重な立場が示され、両者の意見にかなり隔たりがあることが明らかとなった。障害者団体からは、マラケシュ条約の締結のために必要な最低限度の法改正だけを先行するのではなく、障害者の情報アクセスの充実の観点から、その他の要望事項についても併せて所要の措置を講じてほしいとの意向が示されたことから、主査より、

まずは両者の意見集約に向けた取組を行った上で、改めて小委員会で検討を行うよう提案がなされた。

## 第2章 著作物等のアーカイブ化の促進

### 第1節 検討の経緯

我が国の有する文化資源を適切に収集・保存することは、我が国の文化創造の基盤となる知的インフラの強化に貢献するものであり、それら収集・保存された文化資源を効果的に活用していくことも併せて求められている。

第186回通常国会における「著作権法の一部を改正する法律案」に対する参議院文教科学委員会による附帯決議（平成26年4月24日）には、「ナショナルアーカイブが、図書を始めとする我が国の貴重な文化関係資料を次世代に継承し、その活用を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、その構築に向けて、国立国会図書館を始めとする関係機関と連携・協力しつつ、著作権制度上の課題等について調査・研究を行うなど取組を推進すること」が記載されている。

また、「知的財産推進計画2014（平成26年7月知的財産戦略本部決定）」において、「孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化等によりアーカイブの利活用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定の手續の簡素化や、裁定を受けた著作物の再利用手續の簡素化等裁定制度の在り方について早急に検討を進めるとともに、諸外国の取組・動向等も参考としつつ、アーカイブ化の促進に向けて新たな制度の導入を含め検討を行い、必要な措置を講じる。（短期・中期）（文部科学省）」こととされた。

これらを受け、今年度、第14期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）では、アーカイブに取り組む国内機関や諸外国の制度について有識者からヒアリングを行った上で、著作物等のアーカイブ化の促進に係る著作権制度上の課題について検討を行った<sup>1</sup>。

### 第2節 国内における著作物等のアーカイブ化の取組状況について

我が国では、国立国会図書館、美術館・博物館、大学等において、所蔵する著作物等をデジタル化しインターネット上で公開する取組が行われている。これらの著作物等の中には、著作権保護期間が満了しているため著作権等の処理が不要なものも多く含まれているが、著作権保護期間中の著作物等をデジタル化し、インターネット上で公開する場合については、原則として著作権等の処理が必要となる。

小委員会では、著作物等のアーカイブ化に係る著作権制度上の課題について把握するため、アーカイブ化に取り組んでいる施設からヒアリング等を行った。

著作物等の保存に係る課題としては、国立国会図書館から、国立国会図書館以外の図

---

<sup>1</sup>このほか、文化庁から、平成26年8月に行われた著作権者不明等の場合の文化庁長官裁定制度の見直しについて報告がなされた。

参照：[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houki/h26\\_01/pdf/shiryo\\_6.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houki/h26_01/pdf/shiryo_6.pdf)

書館等において国立国会図書館が所蔵していない資料のデジタル化を進めることが課題であるとの意見が示された。国立美術館からは、美術館等において所蔵資料の保存等のために写真撮影等により複製することについて、許諾を個別に得ることは現実的ではないとの意見が示された。また、全国美術館会議より、博物館法に規定する登録博物館等をはじめとする幅広い美術館や博物館が所蔵作品や資料の保存に当たり著作権者の許諾を得ずとも複製が行えることが重要であるとの要望があった。東京国立近代美術館フィルムセンターからは、例えば映画フィルムのように記録媒体や再生機器が技術の進展とともに変わっていくものについて、フォーマット変換を前提とする著作物の権利処理が課題であるとの意見があった。

次に、アーカイブした著作物等の活用の上での課題として、国立国会図書館より、裁定制度を用いてデジタル化した資料の二次利用を促進するために、著作物・著作者単位で裁定結果を公表・共有し、裁定結果の第三者による活用を可能とすることが挙げられた。また、国立国会図書館以外の図書館等がデジタル化した絶版等資料を、国立国会図書館の実施している絶版等資料の図書館送信サービスにおいて他の図書館等に送信すること、同サービスの対象を海外の図書館等に広げること等も課題として挙げられた。加えて、全国美術館会議より、美術館がウェブサイト等において、所蔵作品情報の一部としてサムネイル画像を使用することについても権利制限の対象とすること及び展示作品の解説・紹介を目的とした制作物をデジタル媒体においても掲載できるようにすることが要望された。

### 第3節 諸外国における著作物等のアーカイブ化に係る制度の状況について

#### 1. EU孤児著作物指令

EU孤児著作物指令は、欧州デジタル図書館の創設を促進すること、及び、孤児著作物の状態や孤児著作物に関する許された利用について判断するための共通のアプローチにより、孤児著作物の利用に関する域内市場の法的安定性を確保することを目的として、2012年10月25日に採択された。本指令は2014年10月29日までに加盟国において同指令の実施のために必要となる国内法令の施行を義務付けている。

本指令の主な特徴は以下のとおりである。

##### ①孤児著作物の利用主体と目的が限定されていること

利用主体は、加盟国で設立されている公共のアクセスが可能な図書館、教育機関、博物館のほか、文書館、フィルム又は音声遺産の保存機関、公共放送機関（以下「対象機関」という。）に限定されており、さらに、利用目的も、これらの機関が公益的な任務に関する目的を達成するために許されるにすぎないとされている。

##### ②客体となる孤児著作物の範囲が限定されていること

対象機関の収蔵品に含まれている文書の形式で発行されている著作物と、対象機関の収蔵品に含まれている映画又は視聴覚著作物、及びレコード（録音物）のうち加盟国において最初に発行、又は放送された著作物に対して本指令は適用される。未発行の著作物は原則として対象外となる。また、単体の美術的作品（写真、図面、画像な

ど)は、上記の対象著作物等に組み入れられているなどの場合を除き、原則として、対象に含まれない。

③利用前の「入念な調査」の要件が設けられていること

利用する著作物が孤児著作物として認められるためには、対象機関が利用する著作物の分野における適切な情報源を調べながら各々著作物に対して入念な調査を行うことが必要となる。適切な情報源の内容は加盟各国において定められるものの、指令の Annex に列挙された情報源を含まなければならない。入念な調査は、原則として、利用する著作物が最初に発行又は放送された加盟国において行うこととされている。そして、入念な調査が行われたにも関わらず所在が確認されなかった場合に、孤児著作物として欧州共同体商標意匠庁（以下「OHIM」という。）に登録することで、当該著作物は孤児著作物として認められる。

④加盟国間における権利者不明状態の相互承認を要求していること

一の加盟国において権利者不明著作物と認められた著作物は、全ての加盟国において孤児著作物とみなされる。

⑤適法に利用できる行為態様を限定し、それを権利の制限又は例外として位置付けていること

権利の制限又は例外として認められる行為は、デジタル化、利用可能化、索引作業、目録作成、保存又は修復を目的として行われる孤児著作物の複製と、孤児著作物を公衆に対して利用可能とする行為である。

⑥権利者不明状態を脱した場合に公正な補償金の支払を要求していること

支払方法（支払時期を含む）については加盟国に一定の裁量があるが、孤児著作物が権利者不明状態を脱した場合には、対象機関はその利用行為に関して公正な補償金を支払わなければならない。

⑦見直し条項を設けていること

実施開始一年後の2015年10月29日までに孤児著作物の対象となり得る範囲の拡大等に関する検討を行うことを義務付けている。

## 2. 英国

### (1) EU孤児著作物指令の国内実施

英国では、2014年10月29日より、EU孤児著作物指令の国内実施として、EU孤児著作物指令をそのとおり実施する規則が施行されている。利用者は入念な調査の結果等をOHIMに提供し、権利者が現れた場合には公正な補償金を支払うものとされている。後述の孤児著作物ライセンス・スキームとの比較では、本規則は利用主体、利用態様、目的、対象となる著作物の範囲等が狭く、一方で、EU全域での利用を許容している点においては広いものと考えられている。

### (2) 孤児著作物ライセンス・スキーム

2014年10月29日より、孤児著作物ライセンスに関する規則が施行されている。この孤児著作物ライセンス・スキームは、知的財産庁長官が孤児著作物の利用についてライセンスを付与する制度であり、作品が発行されているかどうかの区別はなく、著作物及び実演が対象となる。本スキームを利用するには、あらかじめ入念な調査が必要となる。調査のために必要とされる関連する情報源は、著作物の部門によって異なるものの、最低限参照しなければならないものとして、イギリス知的財産庁の管理する孤児著作物登録簿及びOHIMの孤児著作物データベース並びに著作権・意匠・特許法（以下「CDPA」という。）附則ZA1第2部に掲げる該当分野の適切な情報がある。入念な調査の結果は、ライセンス付与又はOHIMのデータベースへの記載のいずれか早い時期から7年間有効である。申請はオンラインで受け付けられており、申請主体、作品の利用方法、作品の利用目的に制限はない。申請者が定められたライセンス料を支払うと、ライセンスが電子的に発行されることとなる。付与されるライセンスは、英国内で有効な非独占的ライセンスであり、7年間を超えない範囲で有効である。また、ライセンス料は、著作物の種類や利用の類型との関係で適切なレートで設定されるが、このライセンス料は、不明権利者が現れた場合のために少なくとも8年間は知的財産庁によって保管される。8年経過後は、政府によるライセンス料の利用が認められている。なお、ライセンス付与後に不明権利者が現れた場合でも、原則として、ライセンスの残余期間が終了するまでは当該ライセンスは有効とされる。

### (3) アーカイブに関する著作権の例外規定

CDPAにはアーカイブに関する著作権の例外規定があるが、そのうち、CDPA 42条は、保存又は交換を目的とした著作物の代替複製物の作成について、著作権の制限が適用されることになる主体と対象が拡大され、2014年6月1日に改正法が施行された。主体については、従来、図書館又はアーカイブの司書、又は記録保管人とされていたが、これに博物館とその学芸員が加わった。対象となる著作物については、美術の著作物やレコード、映画が含まれることとなった。

#### (4) 拡大集中許諾スキーム

2014年10月1日より、拡大集中許諾に関する規則が施行されている。英国における拡大集中許諾は、利用目的や利用態様に制限のないいわゆる一般ECL (Extended Collective License) であるといえる。本スキームを英国内で運用する集中管理団体は、所管大臣に書面で申請をし、所管大臣は基準を充足しているかを審査した上で集中管理団体に授権をする。授権を受けるためには、当該集中管理団体が運用を予定するスキームに関する著作物と利用に関する権利者の実質的な多数を代表しており、かつ、構成員が申請に同意をしていることを示す必要がある。加えて、申請する集中管理団体は、非構成員である権利者のための報酬金について、分配の取決めを有している必要がある。また、権利者はオプトアウト権を有することとなる。

### 3. フランス

#### (1) EU孤児著作物指令の国内実施

フランスでは、EU孤児著作物指令の国内法化のための法律が、2015年2月20日に成立した。EU孤児著作物指令をおおむねそのまま国内法化する内容となっている。EU孤児著作物指令において求められている「入念な調査」に相当するものとして、フランスでは「入念で、明確かつ真摯な調査」が求められ、調査の具体的な情報源は國務院令において定められるものとされている。また、孤児著作物としての登録については、文化担当大臣又はその指定機関への通知を経てOHIMのデータベースに登録される。権利者が現れた場合には、利用者は許諾なく利用を続けることはできず、また、利用に係る補償金を支払うものとされている。

#### (2) 情報社会指令の国内実施 (知的財産法典 122-5 条 1 項 8 号)

公共図書館、博物館、公文書館による保存目的での著作物の複製及び現場での著作物の閲覧目的での複製について、著作権の例外を定めている。なお、現場での著作物の閲覧については、商業目的でないことを条件としている。

#### (3) 書籍電子利用法

書籍電子利用法は、著作権保護期間が満了していない書籍のうち、商業的に利用されず、図書館以外において公衆がアクセスすることが難しい状態となっているものの電子化と配信を促進し、文化財を広く公衆に提供することを目的として制定された。フランス国立図書館が入手不可能な20世紀の書籍のデータベース(R e L I R E)を整備し、データベースに登録された書籍については、認可された集中管理団体(S O F I A)が利用者に対し複製と配信に関する利用許諾及び利用料の徴収を行い、著作権者や出版者に分配する制度となっている。データベースに登録された書籍の著作者又はその書籍について印刷形式の複製権を有する出版者は、登録のときから6か月以内に異議を申し立てることができる。異議が申し立てられなかった場合には、当該書籍は集中管理システ

ムに組み込まれ、集中管理団体による許諾の対象となる。この場合においても、著作者及び印刷形式の複製権を有する出版者は、後日、当該書籍を集中管理の対象から外すことが可能である。異議を申し立てたり、書籍を集中管理の対象から外したりした出版者には、一定期間内に当該書籍を利用することが義務付けられる。

集中管理団体は、データベースに登録された書籍について、その印刷形式による複製権を有する出版者に対して当該書籍の電子化及び配信についての利用許諾を提案し、出版者がそれを承諾すれば、10年間（更新可能）の独占的利用許諾を与えることができる。出版者が提案を拒否した場合には、第三者に対する5年間（更新可能）の非独占的許諾が可能となり、この場合に徴収された利用料は、出版者と著作者に分配されることとなる。また、集中管理団体は、最初の利用許諾から10年の間に印刷形式における複製権を有する者が見つからない書籍について、その書籍を所蔵する図書館に対して、デジタル形式で複製し、その登録者に頒布を行うことを無償で許諾することとされている。

なお、孤児著作物指令の国内実施後も、書籍電子利用法は従前のまま維持されており、両者が重複適用される場面も想定されうる。

## 4. ドイツ

### (1) EU孤児著作物指令の国内実施

ドイツでは、2013年9月に、EU孤児著作物指令の国内実施のために著作権法が改正され、2014年1月1日より施行されている。ドイツ法においては、著作物を利用する施設は入念な調査を文書化し、ドイツ特許・商標庁に届ける必要がある。ドイツ特許・商標庁は、届け出られた情報をOHIMに転送する。また、権利者が事後的に確認され、それを知ることとなった場合には、著作物を利用している当該施設は、即座に利用行為をやめる必要がある。この場合、権利者は当該施設に対して適切な報酬を請求し得る。

### (2) 絶版著作物の利用

また、EU孤児著作物指令の国内実施とあわせて、著作権等の管理に関する法律も改正されており、2014年4月1日より施行されている。これにより、絶版の著作物について、一定の要件を満たす場合に、著作権管理団体に入っていない著作者の著作物についても、著作権管理団体が第三者に複製と送信可能化を許諾する権限を有すると推定する制度が導入された。要件は次のとおりである。

- ①絶版著作物が、1966年1月1日以前に書籍、専門誌、新聞、雑誌その他の出版物で公表された著作物であること
- ②絶版著作物が、アクセスしうる図書館、教育施設、博物館、記録保管所及び映画、音声の遺産で活動する施設で存在すること
- ③複製と送信可能化が営利目的でないこと
- ④著作権管理団体の申請により絶版著作物の登録簿に登録されたこと
- ⑤登録簿への登録の告知後6か月以内に、権利者が異議を表明しなかったこと

なお、絶版著作物の登録はドイツ特許・商標庁でなされ、権利者は、著作権管理団体

による権利の管理に対していつでも異議を唱え得るとされている。

## 5. 北欧諸国

### (1) EU孤児著作物指令の国内実施

北欧諸国においても、既にデンマーク、スウェーデン、フィンランドがEU孤児著作物指令の国内実施のための法改正を終え、2014年10月末より施行されている。

### (2) 拡大集中許諾制度

拡大集中許諾制度とは、著作権法の規定に基づき、著作物の利用者又は利用者団体と相当数の著作権者を代表する集中管理団体との間で自主的に行われた交渉を通じて締結された著作物利用許諾契約の効果を、当該集中管理団体の構成員ではない著作権者にまで拡張して及ぼすことを認める制度である。デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンにおいて採用されている。

拡大集中許諾契約（以下「ECL契約」という。）の当事者となる集中管理団体には、適格性が認められる必要がある。まず、国内において利用される著作物の著作権者の相当数を代表していなければならない。次に、スウェーデンを除く国においては、政府から認可を得なければならないこととなっている。

ECL契約を利用するためには、集中管理団体と利用者の自主的な交渉を通じてECL契約の合意がなされていることが前提となる。ECL契約の内容には、利用可能となる著作物の種類、利用範囲及び利用料額が含まれ、契約に合意しないことも可能である。ただし、ECL契約に非構成員への拡張効果が認められる範囲は、著作権法上のECL規定の対象となる著作物及び利用態様に限られる。なお、ECL規定には、拡大集中許諾制度の利用が認められる著作物の種類及び利用態様を限定している個別ECL規定と、拡大集中許諾制度の対象範囲について法律上制限を設けていない一般ECL規定がある。デンマーク及びスウェーデンは、個別ECL規定に加えて、一般ECL規定を備えている。

非構成員の利益保護の観点から、非構成員によるオプトアウト権の行使が認められている場合がある。また、非構成員への使用料の分配については、構成員と同等の待遇を受け権利が保障される。使用料額の算定について、非構成員と集中管理団体間で合意が得られない場合に、当事者に調停又は仲裁の申立てが認められる場合もある。

## 第4節 著作権制度上の課題に係る検討の状況

小委員会では、アーカイブ関係機関からの要望及び諸外国の取組を踏まえて、我が国における、著作物等のアーカイブ化に係る著作権制度上の課題について、著作物等の保存と活用という二つの観点から検討を行った。その検討の状況は次のとおりである。

## 1. 著作物等の保存に関する著作権法上の論点

### (1) アーカイブ機関において所蔵資料を保存のため複製することについて

小委員会では、著作権法（以下「法」という。）第31条第1項第2号に基づき、美術館、博物館や地方公共図書館等において、所蔵資料を保存のため複製することが認められる範囲について検討を行った。事務局より、同号は、例えば所蔵する貴重な稀観本を保存のため複製する場合についても適用されると解されており<sup>2</sup>、美術の著作物の原本のような代替性のない貴重な所蔵資料や絶版等の理由により一般に入手することが困難な貴重な所蔵資料については、損傷等が始まる前の良好な状態で後世に当該資料の記録を継承するために複製することも、同号の「保存のため必要がある場合」に該当すると解されるのではないかと、この論点が示された。

貴重な文化資料を、可能な限り良好な状態で保存し、後世に残すことが必要であるという点については異論がなく、小委員会において意見は一致した。

一方で、上記のような複製が、現行法の下で可能と解釈できるのかについては、複数の意見が示された。

まず、消極に解する意見として、法第31条第2項に代替するような形で法第31条第1項第2号を広く解釈することは不自然であり、上記のような複製はむしろ法改正により認めることが適当ではないか等の意見が示された。

一方で、積極的に解する意見として、同号の「保存のため必要がある場合」というのは多義的であり、現に損傷している資料の保存のみならず、今後劣化していく貴重な資料を可能な限り良好な状態で記録し保存しておく場合も含むものと解するべきであるとの意見や、稀観本の保存のための複製が同号により認められると解されていることに鑑みれば、美術の著作物の原本のような代替性のない貴重な所蔵資料や絶版等の理由により一般に入手することが困難な貴重な所蔵資料についても、稀観本と同様に、同号による複製が認められると解することができるとの意見が示された。

また、同条第2項が平成21年法改正により追加された経緯との関係については、同項は、国立国会図書館が、現に販売されている資料も含めてあらゆる所蔵資料について、所蔵後直ちに複製できることを明確化するために設けられたものであり<sup>3</sup>、絶版等の理由により一般に入手することが困難な貴重な図書館資料のような代替性のない資料について、同条第1項第2号による複製が認められると解釈することを妨げるものではないと

---

<sup>2</sup>昭和51年9月 著作権審議会第4小委員会（複写複製関係）報告書 第2章2 「貸出し、閲覧等の業務を行うためには、資料の適切な保存が図られる必要があり、そのため、既に所蔵している資料についての複製が認められるものであって、例えば、欠損・汚損部分の補完、損傷しやすい古書・稀観本の保存などの必要がある場合に複製を行うことができるものとしているものである。」

<sup>3</sup>平成21年1月 文化審議会著作権分科会報告書 「現行法では、図書館資料のデジタル化は、現に資料の傷みが激しく保存のために必要があれば、著作権法第31条第2号によって認められるが、国立国会図書館に納本された書籍等を将来にわたる保存のためにデジタル化することについては、納本後直ちにデジタル化することが認められるか必ずしも明らかではない。（中略）著作権法上、国立国会図書館が、納本された資料について直ちにデジタル方式により複製できることを明確にすることが適当である。」

の意見があった。このほか、本来の趣旨に鑑みれば柔軟に解釈できる余地のある規定を、あえて狭く解釈をして立法措置によらなければ解決できないとすると、様々な問題が立法措置により解決せざるを得ないこととなり、時代の動きについていけなくなるのではないか、との指摘があった。

以上を踏まえ、小委員会では、美術の著作物の原本のような代替性のない貴重な所蔵資料や絶版等の理由により一般に入手することが困難な貴重な所蔵資料について、損傷等が始まる前の良好な状態で後世に当該資料の記録を継承するために複製することは、法第31条第1項第2号により認められると解することが妥当であるとの結論を得た。

そのほか、小委員会では、記録技術・媒体の旧式化により事実上閲覧が不可能となる場合、新しい媒体への移替えのために複製を行うことが同号の規定により認められるかどうかという論点が示されたが、このような複製が同号により許容されることについては、異論は見られなかった。

## (2) 保存のための複製が認められる主体の範囲について

次に、所蔵資料を保存のため複製することが権利制限によって認められる主体の範囲について議論がなされた。法第31条の「図書館等」の範囲は、著作権法施行令第1条の3に規定されており、同条第1項第4号は、法令の規定によって設置された美術館や博物館等（例えば、独立行政法人国立美術館や条例によって設置された県立美術館等）を掲げている。また、同項第6号の規定により、文化庁長官の指定を経れば、一般社団法人等が設置する美術館や博物館等も複製主体に含まれ得るが、現在指定を受けている美術館や博物館は存在しない。法令の規定によって設置されていない美術館や博物館であっても、その所蔵資料の保存のために複製を行うことが必要な場合もあることから、現在、「図書館等」に含まれていない美術館や博物館等についても、複製主体の拡充が必要ではないか、という論点が事務局より示された。

これについては、後世に資料を残すための保存については、複製物を必要以上に拡散することのない適切な機関を複製主体として幅広く認めることが、アーカイブの趣旨に適うのではないか、との意見が示された。また、「図書館等」の主体を拡充することは、法第31条第1項第2号だけではなく、同項第1号及び第3号の主体を拡充することでもある点に留意が必要であるという意見や、これに関連して、例えば同項第1号が図書館等と権利者での協議を経て運用されている状況に鑑みれば、仮に同項第1号及び第3号の主体が拡充したとしても、関係者間の協議によって調整が可能なのではないか、との意見も示された。具体的な主体の範囲については、同条の「図書館等」の範囲が際限なく拡大することとならないよう、一定の範囲に限定する必要があるとの意見が多数示された。

以上を踏まえると、法第31条の「図書館等」に該当する主体を拡充することが適当であるが、その際には、権利者に与える影響に留意して、適切な範囲に限定することが必要である。

## 2. 著作物等の活用に関する著作権法上の論点

### (1) アーカイブのために保存した著作物等の活用について

#### ①国立国会図書館による送信サービスの拡充について

アーカイブのために保存した著作物等の活用にあたっては、国立国会図書館にアーカイブの機能を集中させ、国立国会図書館が中心となってその活用を積極的に行えるような制度が望ましいという意見が示された。

国立国会図書館からの要望のうち、国立国会図書館以外の図書館等がデジタル化した絶版等資料を、国立国会図書館の行う図書館送信サービスにより、他の図書館等に送信することについては、現行法上可能であると考えられる。すなわち、絶版等資料については、法第31条第1項第3号により、公共図書館等が国立国会図書館の求めに応じ、図書館資料の複製物を提供することが可能である。また、国立国会図書館は、同条第2項の規定により提供された複製物を同条第3項に規定される図書館送信サービスのために専用サーバーに複製することが可能であり、その後、同項の規定により他の図書館等に自動公衆送信を行うことができると考えられる。

また、国立国会図書館から外国の図書館等へデジタル化した絶版資料の送信サービスを提供することについては、外国の図書館等が「図書館等」に含まれないことから、国立国会図書館の役割や業務の位置付け等を踏まえ、検討を行うことが適当である。

なお、国立国会図書館の図書館送信サービスの拡大にあたっては、どのようなものを絶版等資料として扱うかということも含め、関係者の意見を十分に聴取し利害調整がなされるべきである、との意見が示された。

#### ②美術の著作物等の解説、紹介のための利用について

また、全国美術館会議からの要望に関連して、第一に、美術の著作物又は写真の著作物を原作品により展示する者が、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介を目的として小冊子に掲載することを認めている法第47条の規定の適用を、小冊子のみならず館内の電子端末にも拡大することについては、賛成する意見が多数示された。さらに、館内の端末であれば、小冊子のように利用者が持ち帰ることが制限されていることから、精細な画像等を表示することも認めてよいのではないかと、という意見も示された。一方で、オーディオガイドのように有償サービスにおいて当該複製物を利用する場合には営利目的で行われることから、法第38条第1項が非営利かつ無料の場合にのみ適用されることとの対比で、そのようなサービスを権利制限の対象とすることについての疑問が呈された。他方、法第47条の規定の適用対象を小冊子から電子端末に拡大することにとどまる限りは、著作権者の利益が害される可能性は低いことから、他の権利制限規定とのバランスを考慮することは必要ないのではないかと、この見解が示された。

第二に、アーカイブのために保存されている美術の著作物等の紹介等を目的として、当該著作物のサムネイルをインターネット上で公衆に提供することについては、サムネイルは著作物の表現を享受するためのものではなく、当該著作物に誘導するためのいわば道しるべとなるものであり、著作権者等の利益を害するものではないのではないかと、

またアーカイブとしての機能を発揮する上で重要ではないか、としてこれを認めるべきとの意見が示された。また、その際の主体については、原作品により著作物を公に展示する者に限る必要はないのではないか、との意見があった。

以上を踏まえると、美術の著作物又は写真の著作物を所蔵する施設が、観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介を目的としてデジタルデータを館内の端末を用いて観覧者の閲覧に供すること及び、アーカイブ機関において美術の著作物等の紹介を目的として当該著作物のサムネイルをインターネット送信することについては、権利者の利益に留意しつつ、これらの行為が可能となるよう、所要の措置を講ずることについて検討することが適当である。

## (2) 権利者不明著作物等の活用について

続いて、EUにおいて導入されている孤児著作物指令を参考としつつ、我が国において権利者不明著作物等を活用するためにどのような措置を講ずることが望ましいか、検討が行われた。権利者不明著作物等の活用のための制度として、既に我が国には、文化庁長官による裁定制度（以下「裁定制度」という。）が存在する。裁定制度は民間機関による申請も可能であり利用範囲もアーカイブに限定されておらず、その射程が広いものとなっていることから、小委員会では、権利者不明著作物等の活用について、裁定制度をどのように見直すか、という観点から検討がなされた。

裁定制度とEU孤児著作物指令を比較した表は次のとおりである。

## 権利者不明著作物等に係る我が国の裁定制度とEU孤児著作物指令との比較

	日本	EU孤児著作物指令
<b>制度の概要</b>	権利者の不明その他の理由により権利者と連絡することができない場合に、権利者の許諾を得る代わりに <b>文化庁長官の裁定</b> を受け、著作物等の通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法にその著作物等を利用することができる制度。	加盟国は、公共図書館等が、その所蔵品に含まれる著作物等のうち、入念な調査を経ても権利者が不明であるものを、デジタル化等のために複製する行為及び公衆に対して利用可能とする行為を、権利の例外あるいは制限と位置付け、孤児著作物状態を加盟国間で相互承認する制度。 (孤児著作物の <b>欧州共同体商標意匠庁 (OHIM)</b> への登録が必要。)
<b>利用主体</b>	限定なし	公共のアクセスが可能な図書館、教育機関、博物館、文書館、フィルム又は音声遺産の保存機関、公共放送機関
<b>目的</b>	限定なし（商業利用可能）	公益的な任務に関する目的の達成のため
<b>対象著作物</b>	公表等された著作物、実演、レコード、放送、有線放送	①図書館等の収蔵品に含まれる文書形式で発行された著作物 ②図書館等の収蔵品に含まれる映画、視聴覚著作物、レコード ③公共放送機関が2002年までに自ら制作した映画著作物、視聴覚著作物、レコードであり自己のアーカイブに含まれているもの
<b>利用方法</b>	制限なし	①公衆に対して利用可能とする行為 ②デジタル化、利用可能化、索引作業、目録作成、保存又は修復を目的として行われる複製行為
<b>利用する上で求められる権利者捜索の内容</b>	「相当な努力」： ①名簿・名鑑等の閲覧又はネット検索サービスによる情報検索 ②著作権等管理事業者等への照会 ③利用しようとする著作物等について識見を有する団体（著作者団体、学会等）への照会 ④日刊新聞紙又は（公社）著作権情報センターのウェブサイトでの7日間以上の広告	「入念な調査」： ※利用される著作物等の種類に応じて情報源は異なる 【発行された書籍の場合】 ①納本制度、図書館の目録、図書館又は他の機関によって管理される典拠ファイル ②加盟国における出版社又は著作者の団体 ③現存するデータベース及び登録簿、WATCH、ISBN、印刷された書籍を記録したデータベース ④適切な集中管理団体、特に複製権管理団体のデータベース ⑤VIAF及びARROWを含む複数のデータベースや登録簿を統合する情報源
<b>権利者への</b>	通常の使用料の額に相当するものと	公正な補償金

<b>補償</b>	して文化庁長官の定める額の補償金	
<b>補償の支払方法</b>	利用前に供託	支払方法（時期を含む）の詳細は加盟国の裁量（利用者の事前支払は義務付けられていない）
<b>第三者による権利者不明著作物等の利用</b>	一度裁定を受けた著作物について第三者が利用する際には、改めて同様のプロセスを経て当該第三者の利用について裁定を受けることが必要。一方、第三者に利用させるために受ける裁定の申請は可能。	英・独・仏では、OHIMのデータベースに登録された孤児著作物を第三者が利用する際には、改めて入念な調査をする必要はないが、利用方法や連絡先については登録が必要。

両制度を比較した場合、利用主体、目的、対象著作物、利用方法については、裁定制度の方がより適用範囲の広い制度となっている。小委員会では、①権利者不明著作物等を利用する上で求められる権利者搜索の内容、②権利者不明著作物等を利用した場合における権利者への補償の支払時期、③第三者による権利者不明著作物等の利用及び④その他の利用手続（裁定手続と登録手続の違い）について、両制度を対照比較の上、検討を行った。

### ①権利者不明著作物等を利用する上で求められる権利者搜索の内容

裁定制度においては「相当な努力」が、EU孤児著作物指令においては「入念な調査」が求められる。「入念な調査」の内容は各加盟国において定められることとなるが、同指令において最低限参照が必要とされている情報源と我が国で求められる「相当な努力」を比較すると、両者の間に大きな差異は見られないと考えられる。

### ②権利者不明著作物等を利用した場合における権利者への補償の支払時期

裁定制度は、事前に補償金を供託することを求めているが、EU指令においては加盟国に裁量があり、権利者が現れた場合に補償金を支払うことが可能となっている。これについて、我が国においても、権利者が現れたときに補償金の支払を確実に行うことができる公的機関については、事前の供託ではなく、権利者が現れた場合の支払を認める制度を検討することが適当である。これについて、裁定制度は民間の商業利用も可能な制度であることから、公的機関のみ優位に立つことにより民間との公平性を欠くのではないかと、この指摘があったが、公的機関について一律に権利者が現れた場合に補償金を支払えば良いとするのではなく、一定の場合に限定して認めるという制度設計もあり得るのではないかと、この意見があった。

### ③第三者による権利者不明著作物等の利用

裁定制度は、一度裁定を受けた著作物等であっても裁定を受けた利用方法以外の方法で別途利用する場合には、改めて権利者搜索を行った上で裁定を受ける必要があるが、EU指令では、OHIMのデータベースを検索して利用する著作物等が孤児著作物とし

て登録されていれば、利用期間の情報や利用方法を登録することで利用が可能とされている。我が国についても、一度権利者不明著作物等として裁定を受けた著作物等で権利者不明状態が継続しているものについては、過去の調査結果の援用あるいは調査要件の緩和を認めることが適当である。その際、権利者不明状態が継続していることを確認するため、これまで裁定を受けた著作物等の情報を検索可能な形でインターネット上に公開することが望ましく、また、裁定後に権利者が現れた場合には、権利者不明状態を脱していることが表示されるような措置を講ずることが求められるとの指摘があった。

#### ④その他の利用手続（裁定手続と登録手続の違い）

裁定制度は、文化庁長官の裁定行為が必要となるが、EU指令の場合には、登録手続で済む。しかし、裁定制度では、文化庁長官が裁定を行うに当たっては、添付された疎明資料等から裁定の可否を判断しており、また、大量の著作物等に係る裁定申請を1件にまとめて行うことも可能となっている。さらに、裁定申請中に利用することも可能であり、EUと比較して、裁定手続であることによる実質的な負担に大きな差はないと考えられる。

#### （3）著作物等の流通推進のための権利処理の円滑化について

さらに、アーカイブ化の促進や権利者不明著作物に限定しない、著作物等の利用におけるより大きな論点として、著作物等の流通を推進するためにどのような権利処理の円滑化の措置を講ずることが必要であるかについて議論された。

この点については、著作物等の権利情報の集約化が重要であるとの指摘がなされた。現状、管理事業者や権利者団体にて管理されている著作物等については、権利情報がある程度まとまっているが、著作物等の分野により情報の集約度にばらつきがある。今後、著作物等の利用の円滑化を図るにおいては、著作物等について権利処理を行う場合の前提として必要となる権利情報を集約したデータベースや権利処理のプラットフォームとなるポータルサイト等の構築を検討することが求められる。

また、拡大集中許諾制度については、権利者不明著作物も含め大量の著作物等の権利処理を行う上で、利用者にとって窓口の一元化や権利者検索費用、取引費用の低減といった観点から利便性の高い制度となりうるものである。一方で、集中管理団体が、委託を受けていない著作物等の利用について許諾することができる根拠について疑問を呈する意見や、裁定制度の見直しによる効果を見極めた上で検討が必要であるという意見、権利の集中管理の進展状況を踏まえつつ検討することが必要であるとの意見があった。一方で、本制度を導入することにより集中管理が進展するのではないかとの意見もあったところであり、著作物等の流通推進を図る観点から、今後も検討を進めることが適当である。

## 第3章 教育の情報化の推進等

### 第1節 検討の経緯

デジタル・ネットワーク社会の進展等に伴い、情報通信技術を活用した様々な教育活動が行われるようになってきており、教育の情報化の推進等に係る著作権制度上の課題について整理・検討を行うことが求められている。このため、本課題について知財計画等の内容も踏まえ、第1回小委員会において、当面の検討課題の一つとして挙げられた。

### 第2節 検討の状況

小委員会において、本課題については、教育現場における具体的なニーズを把握した上で検討すべきとの意見が示された。これを受けて、現在、文化庁の委託調査研究（「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究」）において、我が国におけるICT活用教育に係る著作物等の利用の実態並びに諸外国の関連する制度及び運用実態等について調査が行われているところである。

## Ⅲ おわりに

今期の小委員会では、上記のように、①盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）への対応等、②著作物等のアーカイブ化の促進、③教育の情報化の推進等に係る課題について検討を行った。

①盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）への対応等については、小委員会において示された要望事項について、障害者団体及び権利者団体の意見を踏まえ、引き続き検討することが必要である。

②著作物等のアーカイブ化の促進については、小委員会において示された各課題のうち制度的な解決の方向性が示されたものについて、今後、関係団体等の意見も踏まえつつ、具体的措置の在り方について検討を行い、可能なものから順次必要な措置を講ずることが適当である。

③教育の情報化の推進等に係る課題については、今後、「ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究」等を踏まえ、検討を行うことが求められているところである。

このため、本報告は最終的な報告書とせず、審議経過報告として審議の進捗状況等について整理したものである。

## (ii) 平成26年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について

### I はじめに

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（以下「小委員会」という。）は、急速なデジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備のため、知的財産推進計画2014（平成26年7月知的財産戦略本部決定）等  
等に示された検討課題を踏まえつつ、クラウドサービス等と著作権及びクリエイターへの適切な対価還元に係る課題について検討を行ってきた。これらの課題は、平成25年度文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会及びその下に設置された著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）においても検討がなされた経緯があり、そこでの検討を引き継ぐ形で設立されたのが小委員会である。小委員会における各課題の審議の進捗状況等については、以下のとおりである。

### II 各課題の審議の状況

#### 第1章 クラウドサービス等と著作権に係る課題

##### 第1節 検討の経緯

小委員会においては、昨年度の法制・基本問題小委員会及びワーキングチームにおける議論を更に深めることとし、まず、私的使用目的の複製に係るクラウドサービス（ロッカー型クラウドサービス）について、権利者側委員及び利用者側委員からヒアリングを行い、それを踏まえた検討を行った。その後、ロッカー型クラウドサービス以外の各サービスについて、関係事業者及び関係権利者からヒアリングを行い、それを踏まえた検討を行った。

##### 第2節 検討の結果

小委員会における検討の結果、「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」が取りまとめられた（別添参照）。

#### 第2章 クリエーターへの適切な対価還元に係る課題

##### 第1節 検討の経緯

前年度ワーキングチームでは、関係団体より新たな補償制度創設に係る提言についての発表がなされたほか、私的録音録画に関する実態調査についての中間報告が行われた。これを踏まえ、本年度は、まず、同調査の最終結果報告がなされ、次に、関係団体より

同調査の結果を受けた分析報告がなされた。その後、改めて、関係団体より、クリエイターへの適切な対価還元についての意見発表がなされ、意見交換が行われた。

## 第2節 検討の状況

まず、平成25年度に（公社）著作権情報センター附属著作権研究所のまとめた「私的録音録画に関する実態調査」の最終報告がなされた。

次に、関係団体より、調査結果の分析が発表された。発表においては、調査結果より、国民全体で見て音楽データが大量に保存されている実態があることに加えて、直近一年間で膨大な数の録音を実施されており、非常に大きな私的録音のニーズが存在していることが明らかであるとの説明がなされた。また、このような私的録音のニーズを背景に、メーカーは私的録音に供される機器を販売して利益を得ているが、その大半が私的録音補償金の対象ではないため、私的録音補償金の受領額が激減している、との指摘もなされた。これに対しては、楽曲を楽しむ環境が大きく変わっているということを前提に、私的録音の数の推計には大きな意味はなく、音楽の利用態様に着目することが重要であるという意見や、私的録音により音楽を持ち出して聞いてもらうことができるのであるから、著作権者も利益を享受しているのではないかという意見などが示された。

そして、録音・録画に関係するそれぞれの団体より、クリエイターへの適切な対価還元についての意見発表がなされた。録音関係団体からは、現行の私的録音録画補償金制度の問題点として、補償金の対象となる特定機器及び特定記録媒体が政令によって定められており環境変化に対応できない点と、私的録音録画に供される機器・記録媒体の製造業者が私的録音録画補償金の支払義務者ではなく請求・受領の協力義務者にとどまっている点が指摘された。その上で、新たな制度創設に係る提言として、対価の支払対象を私的複製に供される複製機能とすること及び対価の支払義務者を複製機能の提供事業者とすることが示された。録画関係団体からは、総務省デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において議論されたように、デジタル放送におけるコンテンツ保護方式であるダビング10の範囲内の私的録画であっても対価還元の対象であるとの見解が示され、私的録音録画補償金制度が機能停止している状況を改善するには、テレビ番組の録画が可能なハードディスク録画機、外付けのハードディスク、テレビチューナー付きパソコン等の機器を特定機器に追加すべきであるとの提案がなされた。その上で、私的録音録画補償金制度のみにこだわるのではなく、いかなる制度によってもクリエイターへの適切な対価還元が早期に実現されることが求められている、との意見が示された。

関係団体からの発表を受けて、クリエイターへの適切な対価還元について以下のとおり意見が示された。

対価還元の対象について、私的録音・録画以外の機能を備える汎用機器もその対象とした場合、私的録音録画を行わない消費者から著作物の利用に伴う対価を得ることは、消費者の理解を得られないという意見があった。一方で、私的録音録画を行わない消費者に対してもそれらの機能を実装する機器を事業者は販売しており、そこから利益を得ている、との意見が示された。

これまで協力義務者と位置付けられてきた事業者については、私的録音録画に係る対価を価格に転嫁できるという点で利用者との関係性が深く、重要な当事者としてその役

割を見直す必要があるのではないか、との意見があった。また、私的録音録画の対価の支払義務者を事業者とする場合であっても、それが価格に転嫁されて利用者の負担となることが想定されるため、権利者と事業者と利用者という三者の関係で検討する必要がある、との意見が示された。さらに、著作権法の根幹には、作者の権利の保護とその対抗利益をいかにバランスさせるかという点があり、権利者、事業者、利用者の三者の利益をバランスさせながら全体の利益を最大化するためにどのような制度が成り立ちうるのかを検討する必要がある、との指摘がなされた。

また、著作権保護技術の施されている著作物等の私的録音録画に関しては、著作権保護技術が施されている以上は利用者の録音・録画の自由は制限されており、加えて、著作権保護技術の機能を担保するためのコストが利用者に転嫁されていることから、対価の還元について議論するに当たっては、著作権保護技術の状況も考慮しつつ議論することが必要であるとの意見が示された。

その他、諸外国の私的録音録画に関する補償金制度の現状について、補償金制度の背景事情や社会的影響等の実態を踏まえつつ、今後検討することが必要ではないかという意見や、私的録音録画のみに着目してクリエイターへの対価還元を議論するのではなく、著作物の流通の様々な場面で行われている契約を踏まえて、全体としてどのように対価が還元されているかを議論すべきであるという意見が示された。さらに、今後議論を進めるに当たっては、どのような著作物の流通が望ましいか、また、それがいかに我が国の文化の発展に寄与するかという将来的かつ大局的な観点から、著作物の保護と利用のバランスが取れた総合的な議論をすべきである、との意見もあった。

### Ⅲ おわりに

今期の小委員会では、上記のように、①クラウドサービス等と著作権に係る課題及び②クリエイターへの適切な対価還元に係る課題について検討を行った。

①クラウドサービス等と著作権に係る課題については、Ⅱ 第1章で述べたように一定の結論を得て報告書が取りまとめられた。

一方で、②クリエイターへの適切な対価還元に係る課題については、権利者からの提言が小委員会に示されたところであるが、本課題に関しては、関係者の意見を踏まえながら、今後、さらなる検討が求められる。

## 検討の経緯

- 一部の事業者から、クラウドサービスと我が国著作権法との関係が不明確であることが、事業者の萎縮につながっているとの指摘。
- 知的財産政策ビジョン(平成25年6月知的財産戦略本部決定)等において、クラウドサービス等と著作権に関する課題について検討を早期に進めるべきとの提言(下記参照)。

知的財産政策ビジョン(平成25年6月知的財産戦略本部決定)(抜粋)

### 【取り組むべき施策】

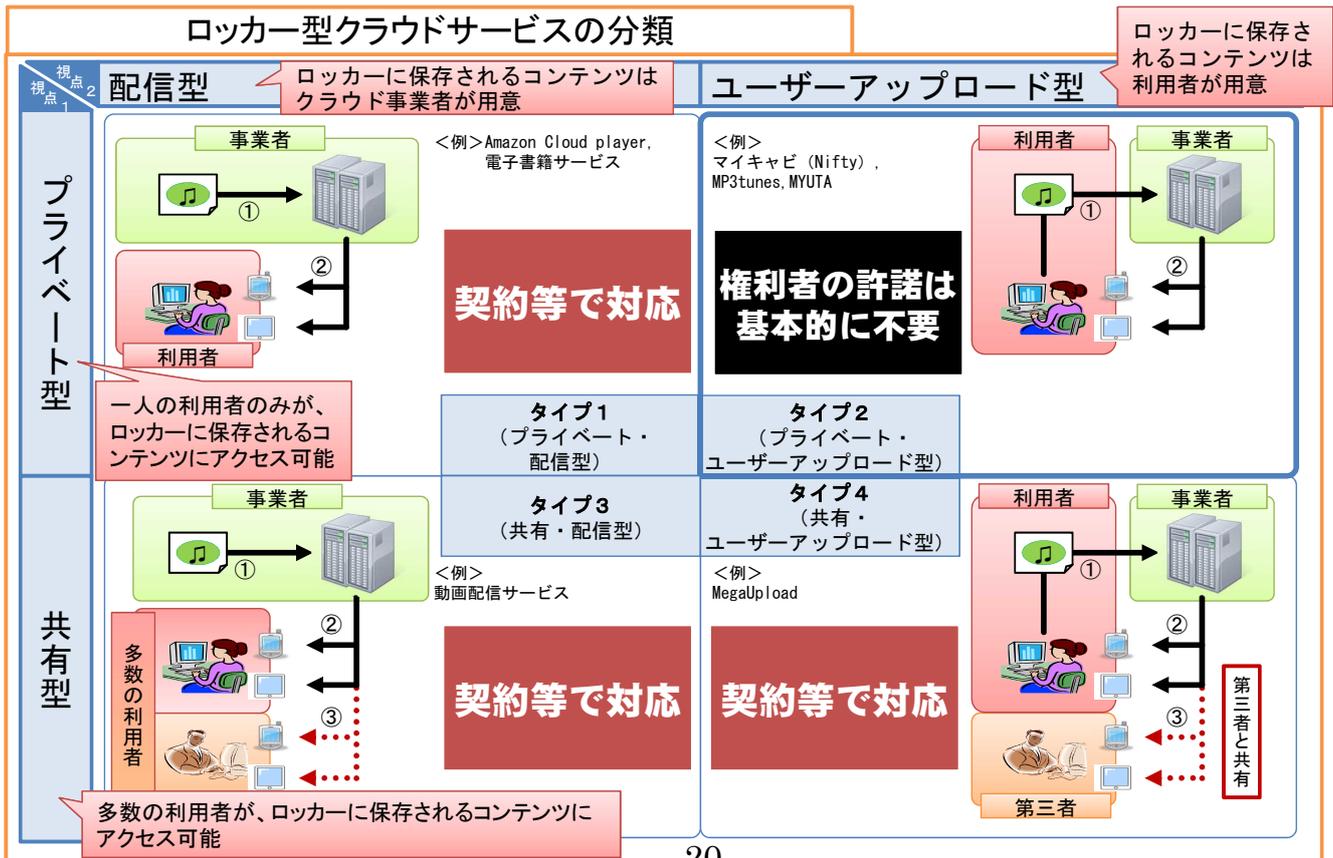
著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラウドサービスやメディア変換サービスといった新たな産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講じる。(文部科学省)

- 昨年度から検討開始。今年度は、文化審議会著作権分科会の下に「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」を設置し、本件及びクリエイターへの適切な対価還元の問題を集中的に検討。

- 今般、クラウドサービス等と著作権に関する課題について一定の結論が得られたため、第10回小委員会(平成27年2月実施)において、「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」が取りまとめられた。

## 検討の結果

### 1. ロッカー型クラウドサービスについて



## 審議会において主に議論された点

### タイプ2のロッカー型クラウドサービスに対する評価

- 有識者の意見も踏まえた検討の結果、タイプ2については、基本的に利用行為主体※1は利用者であり、その場合には当該サービスで行われる著作物の複製は私的使用目的の範囲内であり、**権利者の許諾は不要であるとの意見で一致した。**
- 権利者から、私的使用目的の複製の範囲内と解されるタイプ2については、許諾の対象とはしないとの意見が示された。
- 事業者からタイプ2に限定した形の法改正を行うことは不要であるとの意見が示された。  
⇒以上を踏まえ、現時点においては**法改正を伴う制度整備の必要性は認められなかった。**

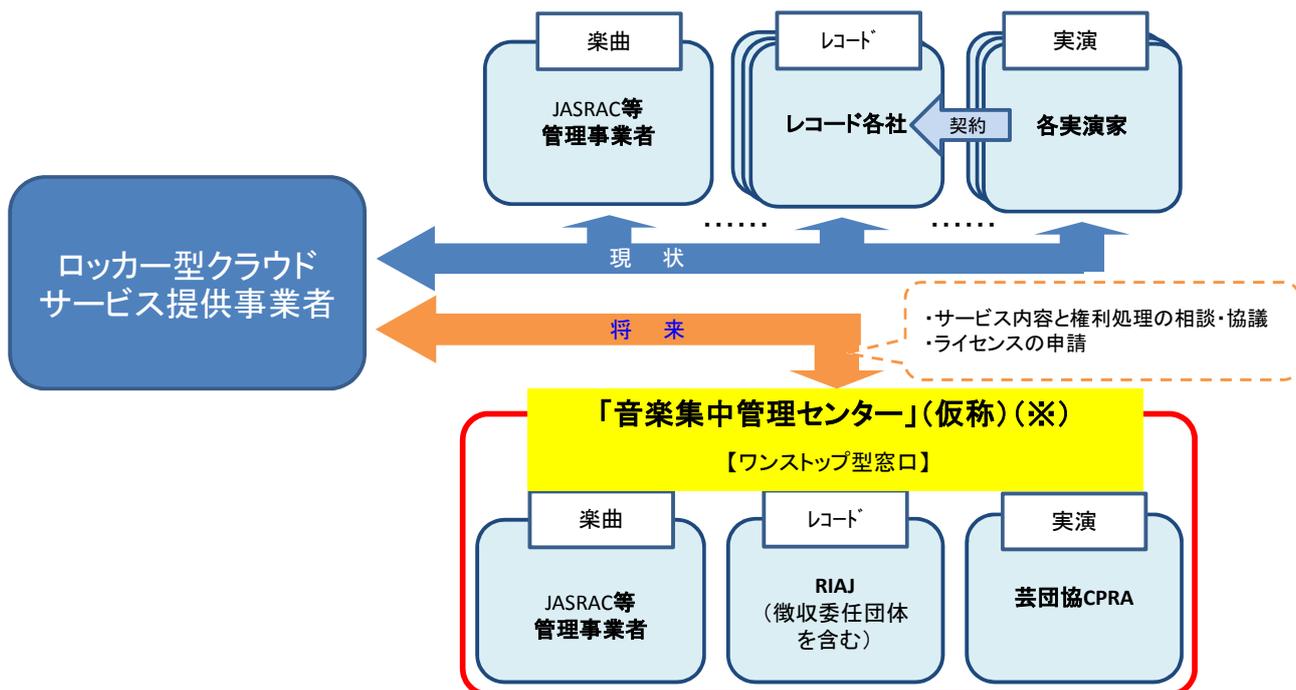
### 許諾を必要とするべきサービスを円滑に実施するための方策

- 許諾を必要とするべきサービスについて、一部の事業者から権利者の探索や多数の権利者と個々に契約すること等のコストを低減すべきとのニーズが出されたこと等を踏まえ、権利者側から**「集中管理による契約スキーム」の案**が示された。
- 集中管理による契約スキームについては、契約コストの低減につながるだけでなく、権利者との許諾が必要か否かがグレーなサービスに対しても事業者がリスクヘッジとして容易に契約することが可能となり、事業者が利用者に適法なサービスを安心して提供できることが可能になるとして、**本スキームの有用性を評価する見解で委員の意見がおおむね一致した※2。**

※1 著作権法上、複製の主体は一律に定められるものではなく、複製の対象、複製の方法、複製の関与の程度といった様々な事情をもとに司法において判断される。

※2 関連して、(一社)日本経済団体連合会からは、クラウドサービスの今後の発展に向け、事業者が一括で円滑に権利者と契約できる集中管理型ライセンス体制の構築が有効な方策であると認められるべきとの意見が示されている。

## (参考)集中管理による契約スキームのイメージ



※ センター設立に向けては、現在、権利者団体を中心に検討が進められているところ。

## 2. ロッカー型クラウドサービス以外のサービスについて

### 検討の対象となったサービス※

#### 【私的使用目的の複製を支援するサービス】

メディア変換サービス	利用者が自宅で保管しているビデオテープやレコード等を、事業者が提出を受け、DVDやブルーレイ等別のメディアに変換して返却するサービス。
個人向け録画視聴サービス	事業者により録画されたテレビ番組を、携帯電話やタブレット等様々な端末で視聴可能にするサービス。
プリントサービス	画像を指定して注文すると、指定画像をプリントした商品が自宅に届くサービス。

#### 【クラウド上の情報活用サービス】

スナップショット・アーカイブ	利用者が指定したURLの情報が事業者のストレージ上に保存され、URLの参照先のページが削除・変更された後でも元のページを参照できるサービス。
論文作成・盗作検証支援サービス	公表された情報をクラウド上のサーバーに収集・分類し、それをもとに論文執筆者に文献情報の提供(和訳等含む)を行ったり、チェック対象の論文を入力すると、収集された文献と比較し、盗作箇所が表示されたりするサービス。
評判分析サービス	インターネット上の情報をクラウド上に収集・分類し、評判を知りたい自社商品等の名称を入力すれば、評判に関するデータが提供されるサービス。
法人向けTV番組検索サービス	クラウド上に放送を録画し、法人事業者が危機管理や報道対応のために後で検索して自由に視聴できるようにするサービス。

- 上記サービスについて、実際にサービスを行っている主な事業者や関係権利者の意見を聴取しつつ検討。
- 過去の審議会での議論を踏まえ、著作物の表現を利用者が享受していると評価されるか否かを一つの基準として検討。

※このほか、アクセシビリティサービス及びeラーニングに関しては、著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討。

### 検討結果

①メディア変換サービス

②個人向け録画視聴サービス

③プリントサービス

④スナップショット・アーカイブ

⑤論文作成・盗作検証支援サービス

⑥評判分析サービス

⑦法人向けTV番組検索サービス

・いずれのサービスも、基本的には著作物の表現を利用者が享受しているサービスと評価されるため、他人が著作権を有する著作物を利用する場合には、著作権者の許諾が必要と解される。

・また、⑤⑥については、一部に著作物の表現を利用者が享受しないと評価されるサービスがあるとの意見が示されたものの、実際にサービスを行っている事業者から、現行の著作権法の下で、契約や権利制限規定の適用により十分に対応している旨の意見が表明された。

○ 本小委員会で提示された内容を前提とする限り、現時点においては**法改正を行うに足る明確な立憲法事実は認められなかった。**

○ 他方、各サービスの更なる発展のためのステップとして、**円滑なライセンス体制を構築するための話し合いが関係当事者間においてなされることが重要であり、その動向を注視する必要がある。**

# 小委員会の検討状況

## 平成25年度

### 【法制・基本問題小委員会】

- (第1回)平成25年6月17日実施  
－知的財産政策ビジョンを踏まえ、今後検討が必要な課題について議論
- (第2回)平成25年8月7日実施  
－クラウドサービス事業者からの意見ヒアリング
- (第3回)平成25年9月12日実施  
－ヒアリングを踏まえた検討

➡ 第4回小委員会において、ワーキングチームを設置することを決定。

### 【著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム】

- (第1回)平成25年12月16日実施  
－クラウドサービスに係る有識者等による意見発表  
－Culture First推進団体からの意見発表(新たな補償制度創設に係る提言)
- (第2回)平成26年2月17日実施  
－ロッカー型クラウドサービスの分類に関する事業者からの意見ヒアリング  
－私的録音録画に関する実態調査について報告

## 平成26年度

### 【著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会】

- (第1回)平成26年7月23日実施  
－ロッカー型クラウドサービスの分類に関する権利者(音楽関係)からの意見ヒアリング  
－私的録音録画に関する実態調査について報告
- (第2回)平成26年8月7日実施  
－ロッカー型クラウドサービスの分類に関する権利者(映像関係)からの意見ヒアリング  
－私的録音録画に関する実態調査について報告
- (第3回)平成26年8月28日実施  
－ロッカー型クラウドサービスの分類に関する利用者からの意見ヒアリング  
－権利者団体より、私的録音録画に関する実態調査の結果の分析について発表
- (第4回)平成26年9月18日実施  
－意見交換①
- (第5回)平成26年9月30日実施  
－意見交換②
- (第6回)平成26年10月16日実施  
－意見交換③
- (第7回)平成26年10月31日実施  
－ロッカー型クラウドサービス以外のサービスについて検討①
- (第8回)平成26年11月19日実施  
－ロッカー型クラウドサービス以外のサービスについて検討②
- (第9回)平成26年12月25日実施  
－報告書案について検討

# 委員名簿

## 【第14期文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会】

※◎は主査、○は主査代理

浅石道夫	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
今子さゆり	ヤフー株式会社コーポレート政策企画本部知的財産マネージャー
大淵哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
奥邨弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
華頂尚隆	一般社団法人日本映画製作者連盟事務局長
河村真紀子	主婦連合会事務局長
岸博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
榊原美紀	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会委員長
笹尾光	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会主査
○ 椎名和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
○ 末吉互	弁護士、東京大学法科大学院客員教授
杉本誠司	株式会社ニワンゴ代表取締役社長
龍村全	弁護士
津田大介	一般社団法人インターネットユーザー協会代表理事
◎ 土肥一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
長谷川浩二	東京地方裁判所判事(知的財産権担当)
畑陽一郎	一般社団法人日本レコード協会理事・事務局長
松田政行	弁護士
松本悟	一般社団法人日本動画協会専務理事・事務局長
丸橋透	ニフティ株式会社法務部長

(以上20名)

### (iii) 平成26年度国際小委員会の審議の経過等について

#### I はじめに

今期（第14期，平成26年度）の文化審議会著作権分科会の決定を受け，第1回国際小委員会において，以下の課題について検討を行うこととされた。

- (1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方
- (2) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方
- (3) 知財と開発問題，フォークロア（伝統的文化表現）問題への対応の在り方
- (4) 主要諸外国の著作権法及び制度に対する課題や論点の整理

#### II 審議の状況

##### 第1章 インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

タイにおける侵害実態調査の結果，侵害発生国・地域における海賊行為への政府の取組，また権利者団体（特に隣接権関係）等による取組を把握するため，各関係者からの報告に基づき議論が行われた。

##### 第1節 日本コンテンツの侵害発生国における侵害実態調査の結果について

海外における海賊版対策における課題として，文化審議会著作権分科会報告書（平成23年1月）において，海外における著作権侵害に関して，権利者団体や海外に積極的に展開しているコンテンツ業界からのヒアリングによれば，侵害実態をその国での侵害摘発事案から推計するしかなく，個別の権利者では正確な把握が困難であることが指摘され，これまでも本小委員会では中国等での実態調査の実施報告がされてきたところ，今年度は，タイにおける著作権侵害の実態調査の結果が報告された（第1回国際小委員会）。

具体的には，タイのインターネット利用者に対するサンプリング調査に基づき，日本のコンテンツの入手経験率，コンテンツ類型ごとの利用実態，バンコクとその他地域比較による傾向・特徴，正規流通に対する要望，日本コンテンツの侵害規模の推計等が報告された。また，コンテンツ類型ごとの侵害規模としては，アニメ，コミック，ゲーム（オンラインゲームを除く）の順に大きいことが報告された。

本小委員会においては，①日本の正規のコンテンツに対して一定の対価を支払っても良いと考えているユーザーが少なくないこと，②ユーザーの多くが著作権に対する認識はあるものの，それが著作権保護の行動につながっていないことが指摘され，今後の海賊版対策として，不正流通対策とともに我が国の正規コンテンツの流通促進も両輪として実施していくことが重要であるとされた。

## 第2節 政府レベルでの取組について

海賊行為への対応の在り方としては、文化審議会著作権分科会報告書（平成23年1月）において、我が国のコンテンツ企業の動向を踏まえつつ、政府間協議の対象の東南アジア諸国等への拡大を検討するべきとされ、これまでも本小委員会では、政府間協議の対象国拡大に向けた今後の取組について検討が行われ、各国の著作権保護における課題等を踏まえ、既存の海賊版対策事業等を活用しつつ、重点とする当該国・地域との関係強化に努め、政府間協議の対象国拡大への環境を整えるべきであるとされたところ、知的財産本部において平成26年7月に決定された「知的財産推進計画2014」では、コンテンツの海外展開促進とインバウンドとの連携や、模倣品・海賊版対策に取り組むこととされている。

これらを踏まえて、本小委員会においては、今後の国境を越えた海賊行為への対応、海賊版対策事業等を検討していく上で参考とするため、文化庁が実施している日韓著作権協議及びフォーラムの実施、中国、インドネシア等の侵害発生国におけるトレーニングセミナーの実施、インドネシア、マレーシア、タイにおける集中管理団体育成のための支援事業の実施、タイ及びベトナムへの普及啓発事業の実施について報告された。

また、文化庁より、インドネシア及びマレーシアから著作権政策決定者等による集中管理制度に係る研修視察があるなど、東南アジア諸国における集中管理団体の育成・強化に対する関心が高まっていることや、ASEAN知財計画において普及啓発事業が盛り込まれるなど、普及啓発の重要性が高まっていることの報告があった（第3回国際小委員会）。

さらに、海賊行為に対する侵害対策を行うためには、各国における適切な法制度整備及び執行が必要であることから、文化庁は、世界知的所有権機関（WIPO）と協力して各国の法制度整備等の支援を実施しているところ、本小委員会では、その一環として文化庁がWIPOとの共催で実施した、著作権・著作隣接権に係るアジア・太平洋地域ハイレベル会合（平成26年10月）の結果が報告された。

このハイレベル会合は、アジア・太平洋地域における著作権・著作隣接権に関する課題を含め、政策・戦略について意見・情報交換等を行い、各国における著作権保護の強化とアジア・太平洋地域におけるネットワークの促進を目指し、24か国の著作権部局の代表が出席して開催されたものであり、参加者の間には、各国の取組状況についての情報共有の重要性や、国際条約加盟の必要性について共通理解がある一方で、各国における法整備及び強化や、侵害への執行体制の強化、集中管理団体の育成・強化・モニタリング、人材不足、国民（政府関係者含む）の著作権保護の意識の低さ等が課題としてあげられたことが本小委員会において報告された。

国際条約等については、WIPO加盟やベルヌ条約締結については、一定程度の進展が見られる一方で、本小委員会においては、カンボジアなど人口が多い国がまだベルヌ条約に加盟していない、WCT、WPPT等の条約には依然として締結していない国が多い等の指摘があり、各国の取組状況・課題に応じて引き続きWIPOを通じた協力を推進していく必要があるとされた。

その他、経済産業省が実施している「マンガ・アニメ・ガーディアンズ・プロジェクト（MAGP）」について、経済産業省及び事業実施事務局の一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）から、クールジャパン戦略の一環として実施され、マンガ・

アニメに関する主要な出版社，アニメ関連会社の役員クラスをメンバーとした協議会を設置し，①大規模削除，②正規版サイトへの誘導，③広報・普及啓発を3つの柱として実施されている進捗状況等について報告があり，本小委員会では，インターネット上での海賊版対策の重要性とともに，正規版への誘導及び正規版サイトの充実の重要性について指摘があった。（第2回国際小委員会）

### 第3節 権利者団体等での取組について

権利者団体等での取組として，著作隣接権の権利者団体である，公益社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協），一般社団法人日本レコード協会（レコ協），及びCODAから，各団体の取組等について報告がされた。

芸団協からは，実演家の権利に関する諸外国の状況について触れ，アジアにおいては国際条約の水準から見て実演家の権利に係る法制度が遅れている国が多いこと，また権利団体の設立や運営についても遅れている国が多いことなどから，相手国機関との相互協定が難しく，海外における日本のコンテンツ利用時における実演家の権利部分の徴収が難しい状況にあること，さらに，実演家団体の国際組織である実演家権利管理団体協議会（SCAPR）においても，海賊版対策や普及啓発が重要な課題になっている等の報告があった（第2回国際小委員会）。

レコ協からは，音楽市場の推移や現状，集中管理の在り方について説明があるとともに，違法音楽配信の実態やその対策として著作権保護・促進センター（CPPC）の取組について報告があった。音楽配信については，2009年から売上げが減少に転じており，有害アプリケーションの問題が非常に大きく，対策が必要であること，その一つに普及啓発が挙げられることが報告された（第2回国際小委員会）。

日本コンテンツの海外での侵害対策を推進しているCODAからは，CODAによる侵害対策の現状とその課題について，これまでのパッケージ侵害への取組に加え，中国での侵害状況や対策の状況や，オンライン侵害に対する周辺対策についての取組事例が報告されるとともに，侵害対策には各国間の連携強化と，直接対策・周辺対策を併せた総合的な対策の強化に加え，具体的な対処は検討を行う専門組織の必要性が指摘された（第3回国際小委員会）。

### 第4節 今後の取組について

国境を越えた海賊行為への対応については，今後も引き続き，二国間協議を含めた二国間での協力事業として，日本のコンテンツが侵害されている事例が多いと思われる中国，韓国，東南アジア諸国（特にインドネシア，タイ，ベトナム，マレーシア等）を中心として，海賊版の取締り，権利執行の支援，著作権集中管理の強化，普及啓発等に対して継続的な支援を行い，侵害行為に対する適切な対応ができる環境整備を進めていく必要がある。特に，現地の集中管理団体や政府当局の著作権制度実施に係る能力の育成，及び著作権の普及啓発活動の支援については，東南アジア諸国自身も課題として認識していることから，日本として重点的に取り組む必要がある。

また，アジア・太平洋地域諸国の国際条約加盟促進を含め，地域全体の著作権制度の底上げも必要なことから，WIPOとの連携により，二国間協力事業とうまく組み合わ

せて、各国・地域の課題に効果的に対応していくことが必要である。

さらに、関係省庁及び権利者団体等での侵害対策も行われているところ、引き続き、関係団体との連携を推進し、我が国のコンテンツ侵害への効果的な対応をしていくことが望まれる。

## 第2章 著作権保護に向けた国際的な対応について

著作権等の国際的な保護の在り方を議論する場であるWIPOの著作権等常設委員会（以下、「SCCR」という。）では、現在、放送機関の保護のための条約（放送条約）、及び権利の制限と例外に関する議論が進められている。

### 第1節 放送機関の保護

#### <経緯>

1998年11月以降、SCCRにおいては、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利の保護に関する新たなルール（放送条約）の策定が検討されている。2007年以降は、同年のWIPO一般総会で決定されたマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））にしたがって議論を継続しており、第24回SCCR（2012年7月）において、現在の議論のベースとなる単一の作業文書が作成されるに至っている。

日本はこれまで、条約形式の提案や論点整理ペーパーを提出する等、積極的に関与してきており、2013年12月にも、各国の意見の懸隔点の一つであった“伝統的放送機関によるインターネット上の送信を条約の適用対象とするか否か”という点について妥協点を見いだすため、日本政府はこれを条約上の任意の適用対象とする提案を提出した。

現在、本条約は、日本、米国、EU等の先進国のみならず、南ア、ケニアを始めとする途上国も前向きな姿勢を示しており、早期の外交会議の開催を目指した努力が続けられている。

2014年に開催された3度のSCCR（第27回会合（4月）、第28回会合（7月）、第29回会合（12月））では、条約の枢要である、適用の範囲（6条：保護される送信媒体）、及び保護の範囲（9条：保護される行為）が、主に非公式専門家会合の形式で集中的に議論された。

#### <適用の範囲についての議論>

これまでの議論の結果、伝統的放送・有線放送を条約適用の対象となる送信媒体とすることについては、ほぼ合意が得られており、議論の焦点は、伝統的放送（有線放送）機関によるインターネット上の送信<sup>1</sup>の扱い、及び放送前信号の扱いの2点である。

議論対象のインターネット上の送信のうち、“インターネットオリジナル番組の送信”については、伝統的放送（有線放送）機関とウェブキャスターとを区別する理屈づけができない等の懸念が、日本を含めた多くの国から示された結果、これを条約の適用の範

<sup>1</sup> 議論の整理上、放送番組の同時ウェブキャスティング（サイマルキャスティング）、放送番組の異時ウェブキャスティング、放送番組のオンデマンド送信、インターネットオリジナル番組の送信、の4つに分類されている。

圏外とすることでほぼ合意が得られている。

その他のインターネット上の送信については、EU、中国等が、少なくとも“放送番組の同時ウェブキャスティング（サイマルキャスティング）”を義務的保護とすべきとする一方で、米国等は明確な立場を示していないほか、インドはインターネット上の送信の保護は不要であるとする等、意見の収れんには至っていない。

また放送前信号については、これに何らかの保護を与えるべきであるという点について反対する国はないものの、具体的にどのような保護を与えるのか、という点については、引き続き議論予定である。

#### <保護の範囲についての議論>

保護される行為については現在、議論の整理上、(i) 同時あるいはほぼ同時の再送信（媒体問わず）、(ii) 固定物を用いた（再）送信（媒体問わず）、(iii) (ii) 以外の固定関連行為（固定、複製、頒布等）の3つにカテゴリー分けされ、まず(i)と(ii)が集中的に議論されている。

この中で、(i) 同時あるいはほぼ同時の再送信、を保護対象とすることについては、ほぼ合意に至っているが、(ii) 固定物を用いた（再）送信、については、固定物を用いた送信の権利を放送機関に与えることは、コンテンツの保護と重複するため好ましくない（ただし、重複につき問題がある理由について明確な説明なし）とする国々と、あらゆるタイプの再送信行為を保護の対象とすることが重要であると主張する国々との間で、妥協点を見いだすに至っていない。

このほか、利用可能化行為を条約上どのように位置付けるかという点も議論対象となっており、その中で日本は、放送機関が効率的に海賊行為に対抗するためには、利用可能化行為を保護することが重要であると一貫して主張している。

#### <その他の議論>

上記2つの条項のほか、用語の定義（5条）についても議論されており、この中で、伝統的放送機関のみが含まれ、ウェブキャスターが含まれないような“放送機関”の定義の在り方、ローマ条約、WPPT等の既存の条約にある“放送”の定義をいかに利用すべきかといった点が論点として挙げられている。

#### <日本としての今後の対応>

本議題については、引き続き活発な議論が行われることが期待される所、日本としては、放送機関のための適切な国際的保護の枠組みをできるだけ早期に構築するため、各国における議論の動向を踏まえながら、著作権法及び関連する法制度による対応の状況を考慮しつつ、積極的に対応していくべきである。

## 第2節 権利の制限と例外

#### <経緯>

デジタル化・ネットワーク化により、技術的に知識へのアクセスが容易になったにもかかわらず、国際的な著作権保護システムが障壁となっていることから、より利用を重視した制度への転換を進めるため、制限と例外の措置を設定すべき、との途上国の要求

に端を発し、SCCRでは、2005年以降、権利の制限と例外の議論が続けられている。現在議題とされている権利の制限と例外は、(i) 図書館とアーカイブのためのもの、(ii) 教育機関と研究機関等のためのもの、の2つであり、特に(i)が重点的に議論されている。

権利の制限と例外について先進国は、既存の国際的義務が十分機能しているため、新たに法的拘束力のある文書を策定すべきではなく、議論は各国の経験等の共有を中心に行うべきと一貫して主張している。他方、アフリカ諸国や中南米諸国等は、デジタル時代に対応した権利の制限と例外について、新たな国際的枠組みの必要性を主張しており、両者の間で意見の隔たりが大きい。各国から提出されている作業文書のいずれを議論のベースとするかという点、どのような論点を取り上げるかという点をはじめ、基本的な点から対立が続いている。

#### <日本としての今後の対応>

日本としては、引き続き、既存の条約に規定されたスリーステップテストの考え方を踏まえ、適切な議論を行うことが必要であるとの方針のもと、何らかの国際文書を作成する場合には、各国がそれぞれの国内事情を踏まえ、柔軟な対応が可能となるようにすべき、との方針を維持すべきである。

### 第3章 フォークロア（伝統的文化表現）問題への対応について

#### <経緯>

フォークロア（伝統的文化表現）の保護の在り方については、2000年のWIPO一般総会において設置が決定された遺伝資源・伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（以下、「IGC」という。）において議論が続けられている。

現在、「国際的な法的文書」（法的性質については未定）について合意することを目的に、テキストベースの議論が行われているが、国際的な保護の枠組み（条約）の創設を求める途上国と、それに慎重な先進国との間の意見の溝が深い状況が続いている。

文書の法的性質以外にも、途上国は、受益者の範囲を広くすべき、受益者により強い保護を与えるべきと主張する一方で、日本を含む先進国は、既に多くのフォークロアはパブリックドメインに帰しているため、第三者による利用との関係から保護を与えることには慎重であるべきであるとの認識のもと、受益者の範囲を限定的かつ明確とすべき、排他的権利のような強い保護ではなく行政的措置等を含めた柔軟な対応を可能とすべきである、と主張する等、対立点は多数存在している。

2014年に開催された2度のIGC（第27回会合（3月）、第28回会合（7月））では、保護の在り方について、伝統的文化表現の秘匿性のレベル（秘密・神聖なもの、公知ではあるが幅広くは知られていないもの、幅広く知られているもの等）に応じて保護内容を段階的に変える階層的アプローチが提案され、一定の理解が得られたものの、各階層に具体的にどのような伝統的文化表現が該当するのか、階層間の区別をどのようにするか、登録制の必要性、各階層に具体的にどのような保護を与えるのか、といった点をはじめとして解決すべき課題は数多く、依然として何らかの成果物が得られる状況とは言えない。

このような状況であるにもかかわらず、アフリカ諸国は、2015年の外交会議の開

権を強硬に主張し、EUと激しく対立した結果、2014年のWIPO一般総会では、2015年の作業計画にすら合意できず、IGCの今後の道行きは不透明なものとなっている。

#### <日本としての今後の対応>

フォークロアの保護は、国際的に統一した枠組みを設けるよりも、各国が地域の特性や文化的背景を勘案しつつ、文化財保護の取組等を通して進めていくことが適切であるという従来からの日本の方針を踏まえつつ、IGCを始めとした国際的な議論の動向に留意し、これに参画していくことが必要である。

## 第4章 主要諸外国の著作権法及び制度に対する課題や論点の整理

近年、マルチの枠組みにおける議論はもとより、世界各国において新時代に対応した知的財産保護の推進のため、著作権法制度を巡る様々な動きがみられるところ、これらは将来的な国際的知財保護の在り方に関する議論に影響し得ることから、その動向に目を配る必要がある。このため国際小委員会では、諸外国の著作権法制と、我が国の著作権法制との比較を含めて有識者からヒアリングを行い、論点の整理を行った。以下はその概要である。

### 第1節 イギリスにおける教育機関による著作物の利用

イギリスにおける教育機関における著作物の利用に関して、イギリスの2014年改正著作権・意匠・特許法（CDPA）では、第32条、及び第34条～第36条に、制限例外規定が定められている。このうち第35条及び第36条においては、録音・録画あるいは複製される著作物が、教育上の利用を許諾する集中ライセンス・スキームに登録されていない場合にのみ適用があるという、日本にない特徴的な仕組みを採用している。

日本の著作権法第35条に対応するCDPA第36条では、(i)対象著作物が、文芸、演劇、音楽の著作物のほか、美術の著作物、映画、レコードも含まれること、(ii)非商業的な教育指導を目的とした場合に適用されること、(iii)複製物の出所の十分な開示が必要であること、(iv)複製が許容される分量、(v)ライセンスの制約を受けること、が定められている。

このうち、(v)ライセンスによる制約、についてCDPA第36条は、ライセンスが利用可能な場合で、複製を行う者がその事実を認識していた、あるいは認識すべきであった場合には適用されないことを定めている一方で、同条が定める条件よりも厳格な条件によるライセンスの場合には、そのようなライセンス条件は無効となると規定しており、当該規定は、利用可能なライセンス・スキームを確保するよう促すインセンティブを著作権者に与える点に意義があると評価されている。実際、教育上の利用を許諾する集中ライセンス・スキームは、CLA（Copyright Licensing Agency）が提供しており、UKK（英国大学協会）を始めとして多数の教育機関との間でライセンス契約が締結されている。

## 第2節 ドイツ法における財産権保障と著作権制度

私的録音録画補償金制度の母国であるドイツでは、補償請求権(Vergütungsanspruch)は、憲法上も著作権法上も重要な地位を占めており、これを素材として、日本法とドイツ法の考え方の違いについて紹介があった。

ドイツ連邦憲法裁判所の判例理論は、日本法の従来 of 整理における自然権論とインセンティブ論のいずれでもなく、「憲法上の権利論」という立場を採っている。

同裁判所の判例によれば、著作権法の立法にあたっては、(i)財産権保障の基本的内容を護るとともに(ドイツ連邦共和国基本法14条1項前段)、(ii)公共の利益のために著作権者の権利に限界を設定しなければならない(同2項)。ここで、財産権保障の基本的内容にあたるのが著作者への「成果の割当て」であり、「著作権の核心」と呼ばれている。補償請求権制度は、このような「成果の割当て」という憲法上の要請に最低限応える制度である。これに対して、排他権は、「報酬を交渉して取り決めるための手段」と位置付けられている。そのため、著作権の制限規定は、(a)補償請求権のあるもの(排他権のみの排除)と(b)補償請求権のないもの(排他権と補償請求権の排除)に区別され、前者は「著作物に妨げなく接触するという公共の利益」によって緩やかに正当化できるが、後者は「高められた公共の利益」がなければ正当化できないとされている。もっとも、現在の判例は、利用者の表現の自由による制限の正当化も認めている。

これを受けて、ドイツ連邦通常裁判所も、「著作権の制限規定の厳格解釈原則」を「著作者はその著作物の経済的利用について可能な限り適正な配分を取得できてしかるべきという原則」と再定式化するに至っている。また、著作権の制限規定によって保護される利益は、著作者の利益と同じく尊重に値すると指摘し、著作権の制限規定の合憲「拡張」解釈をも行うようになっている。

近年のDRM技術の発展は、技術や契約による著作権の制限限定のオーバーライドを可能とするため、これを積極的に評価する意見と消極的に評価する意見とが対立している。もっとも、立法者による法益衡量の結果を尊重するため、補償請求権制度による解決を志向する見解も有力である。

## 第3節 フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論

米国の著作権制限の一般規定であるフェア・ユースについては、ケースバイケースの判断が行われるため、その不明確性、曖昧さ、予測可能性の低さに批判があることを受けて試みられている、論理的統一基準の提示について紹介があった。

経済的な分析によるフェア・ユースの基本的な原則の解明への試みは、「市場の失敗理論」(Gordon氏)によりなされており、フェア・ユース適用のためには、(i)市場の失敗が存在する、(ii)被告への利用の移転(利用を許すこと)が社会的に望ましい、(iii)フェア・ユースを認めることで著作権者のインセンティブが実質的に害されない、という三段階のテストを経て適用の有無が判断されるとしている。

その一方で、著作権法の目的である“創作へのインセンティブを付与すること”に基づいた、統一的なフェア・ユースの原則への提示の試みもなされ、「変容的利用(transformative use)の理論」(Leval氏)が提唱されている。この中では、インセン

タイプを与えるべき創作的な活動として変容的利用が重視されており、行われた利用が変容的であるか否か、変容の程度がいかなるものであるかという観点から、フェア・ユースの適用の有無が判断されるとしている。

市場の失敗理論を起源とする「市場中心のパラダイム」は、1985年頃から約20年に渡り支配的な地位を占めてきたが、それ以降は、変容的利用の理論を起源とする「変容的利用パラダイム」がフェア・ユース法理を圧倒的に支配する状況になっているという分析がある。しかしながら、変容的利用のみでフェア・ユースとされるべき利用の全てをカバーすることはできない（例えば、教室利用のための複製、家庭内録画等）とされており、非金銭的価値が関わる利用などについては、依然として市場の失敗理論によってカバーされるのではないかと考えられる。

## II 開催状況

### 1. 著作権分科会

第1回 平成26年7月18日

- (1) 文化審議会著作権分科会長の選出について
- (2) 小委員会の設置について
- (3) その他

第2回 平成27年3月12日

- (1) 平成26年度使用教科書等掲載補償金について
- (2) 平成26年度使用教科用拡大図書複製補償金について
- (3) 法制・基本問題小委員会の審議の経過等について
- (4) 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について
- (5) 国際小委員会の審議の経過等について
- (6) その他

### 2. 法制・基本問題小委員会

第1回 平成26年9月8日

- (1) 法制・基本問題小委員会主査の選任等について
- (2) 法制・基本問題小委員会の審議予定について
- (3) 著作物等のアーカイブ化の促進について
- (4) その他

第2回 平成26年10月20日

- (1) 視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約（仮称）への対応等について
- (2) 著作物等のアーカイブ化の促進について
- (3) その他

第3回 平成26年12月11日

- (1) マラケシュ条約（仮称）への対応等について
- (2) 著作物等のアーカイブ化の促進について
- (3) その他

第4回 平成27年2月4日

- (1) 著作物等のアーカイブ化の促進について
- (2) その他

第5回 平成27年3月3日

- (1) 著作物等のアーカイブ化の促進について
- (2) 平成26年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について（案）
- (3) その他

### 3. 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会

第1回 平成26年7月23日

- (1) ロッカー型クラウドサービスの分類について（権利者（音楽関係）による意見発表）
- (2) 私的録音録画に関する実態調査について（録音部分に関する報告）
- (3) その他

第2回 平成26年8月7日

- (1) ロッカー型クラウドサービスの分類について（権利者（映像関係）による意見発表）
- (2) 私的録音録画に関する実態調査について（録画部分に関する報告）
- (3) その他

第3回 平成26年8月28日

- (1) ロッカー型クラウドサービスの分類について（利用者ヒアリング）
- (2) 私的録音録画に関する実態調査の結果の分析について（権利者団体による意見発表）
- (3) その他

第4回 平成26年9月18日

- (1) ロッカー型クラウドサービスについて（意見交換）
- (2) その他

第5回 平成26年9月30日

- (1) ロッカー型クラウドサービスについて（意見交換）
- (2) その他

第6回 平成26年10月16日

- (1) ロッカー型クラウドサービスについて（意見交換）
- (2) その他

第7回 平成26年10月31日

- (1) ロッカー型クラウドサービス以外のサービスについて（事業者ヒアリング）
- (2) その他

第8回 平成26年11月19日

- (1) ロッカー型クラウドサービス以外のサービスについて（意見交換）
- (2) その他

第9回 平成26年12月25日

- (1) 文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会クラウドサービス等と著作権に関する報告書(案)について
- (2) その他

第10回 平成27年2月13日

- (1) 文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会クラウドサービス等と著作権に関する報告書について
- (2) クリエーターへの適切な対価還元について
- (3) 平成26年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について(案)
- (4) その他

#### 4. 国際小委員会

第1回 平成26年9月10日

- (1) 主査の選任等について
- (2) 国際小委員会審議予定について
- (3) WIPO等における最近の動向について
- (4) 海外における著作権侵害等に関する実態調査報告書(タイ)の報告
- (5) 「教育機関における著作物の自由利用とライセンス・スキームとの制度的調整について－イギリスを例として－」(今村 哲也委員)
- (6) その他

第2回 平成26年11月14日

- (1) WIPOアジア太平洋地域ワークショップについて
- (2) 著作隣接権分野の集中管理における今後の協力に向けて
  - ①実演家の権利の集中管理－国際的管理の仕組み－
  - ②レコード製作者の権利の集中管理と違法対策について
- (3) マンガ・アニメ・ガーディアンズ・プロジェクトについて
- (4) WIPO等における最近の動向について
- (5) その他

第3回 平成27年2月19日

- (1) 海賊版対策の取組状況等について
- (2) WIPO等における最近の動向について
- (3) ドイツ法における財産権保障と著作権制度について(龍谷大学法学部准教授 栗田 昌裕氏)
- (4) フェア・ユースにおける市場の失敗理論と変容的利用の理論について(筑波大学図書館情報メディア系准教授 村井 麻衣子氏)
- (5) 平成26年度国際小委員会の審議状況について
- (6) その他

## 5. 使用料部会

第1回 平成26年7月25日

- (1) 使用料部会長の選出等について
- (2) 著作権者不明等における著作物等の利用に係る補償金の額について
- (3) その他

第2回 平成27年3月4日

- (1) 平成26年度使用教科書等掲載補償金について
- (2) 平成26年度使用教科用拡大図書複製補償金について
- (3) 著作権者不明等における著作物等の利用に係る補償金の額について
- (4) その他

### III 委員名簿

#### 1. 著作権分科会

	井 坂 聡	映画監督，協同組合日本映画監督協会理事・広報委員長
	井 村 寿 人	一般社団法人日本書籍出版協会常任理事
	榎 並 悦 子	写真家，一般社団法人日本写真著作権協会理事
	大 寺 廣 幸	一般社団法人日本民間放送連盟常勤顧問
副分科会長	大 渕 哲 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	河 村 真紀子	主婦連合会事務局長
	北 川 直 樹	一般社団法人日本レコード協会副会長
	木 田 幸 紀	日本放送協会理事
	桐 畑 敏 春	一般社団法人日本映像ソフト協会会長
	久保田 裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
	小 池 信 彦	公益社団法人日本図書館協会理事
	里 中 満智子	マンガ家
	椎 名 和 夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
	島 谷 能 成	一般社団法人日本映画製作者連盟常任理事
	鈴 木 將 文	名古屋大学大学院法学研究科教授
	龍 村 全	弁護士
	茶 園 成 樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	道垣内 正 人	早稲田大学大学院法務研究科教授，弁護士
	都 倉 俊 一	作曲家，一般社団法人日本音楽著作権協会会長，昭和音楽大学客員教授
分科会長	土 肥 一 史	日本大学大学院知的財産研究科教授
	永 江 朗	公益社団法人日本文藝家協会理事
	中 島 千 波	日本画家，一般社団法人日本美術家連盟常任理事，東京芸術大学名誉教授
	野 原 佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	前 田 哲 男	弁護士
	松 田 政 行	弁護士
	森 田 宏 樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山 浦 延 夫	一般社団法人日本新聞協会新聞著作権小委員会委員長
	山 本 隆 司	弁護士
	吉 村 隆	一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部主幹

(以上30名)

## 2. 法制・基本問題小委員会

	蘆立順美	東北大学大学院法学研究科教授
	井奈波朋子	弁護士
	井上由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	今村哲也	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
	上野達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
	大久保直樹	学習院大学法学部教授
主査代理	大淵哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥邨弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	河村真紀子	主婦連合会事務局長
	窪田充見	神戸大学大学院法学研究科教授
	潮見佳男	京都大学大学院法学研究科教授
	末吉互	弁護士，東京大学法科大学院客員教授
	龍村全	弁護士
	茶園成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	道垣内正人	早稲田大学大学院法務研究科教授，弁護士
主査	土肥一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
	野原佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	前田哲男	弁護士
	前田陽一	立教大学大学院法務研究科教授
	松田政行	弁護士
	村上政博	成蹊大学法科大学院客員教授，一橋大学名誉教授，弁護士
	森田宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	山本隆司	弁護士
	横山久芳	学習院大学法学部教授

(以上24名)

### 3. 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会

	浅石道夫	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
	今子さゆり	ヤフー株式会社コーポレート政策企画本部知的財産マネージャー
	大淵哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥邨弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	華頂尚隆	一般社団法人日本映画製作者連盟事務局長
	河村真紀子	主婦連合会事務局長
	岸博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	榊原美紀	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会委員長
	笹尾光	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会主査
	椎名和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
主査代理	末吉互	弁護士，東京大学法科大学院客員教授
	杉本誠司	株式会社ニワンゴ代表取締役社長
	龍村全	弁護士
	津田大介	一般社団法人インターネットユーザー協会代表理事
主査	土肥一史	日本大学大学院知的財産研究科教授
	長谷川浩二	東京地方裁判所判事（知的財産権担当）
	畑陽一郎	一般社団法人日本レコード協会理事・事務局長
	松田政行	弁護士
	松本悟	一般社団法人日本動画協会専務理事・事務局長
	丸橋透	ニフティ株式会社法務部長

(以上20名)

#### 4. 国際小委員会

	浅石道夫	一般社団法人日本音楽著作権協会常務理事
	蘆立順美	東北大学大学院法学研究科教授
	井奈波朋子	弁護士
	今村哲也	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
	上野達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
	奥邨弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	梶原均	日本放送協会知財展開センター著作権・契約部長
	北澤安紀	慶應義塾大学法学部教授
	楠本靖	一般社団法人日本レコード協会 著作権・契約部 部長
	久保田裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
	後藤健郎	一般社団法人日本映像ソフト協会専務理事・事務局長(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構専務理事)
	笹尾光	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会主査
主査代理	潮海久雄	筑波大学大学院ビジネスサイエンス系教授
	鈴木将文	名古屋大学大学院法学研究科教授
	大楽光江	北陸大学未来創造学部教授
	辻田芳幸	名古屋経済大学法学部教授
主査	道垣内正人	早稲田大学大学院法務研究科教授, 弁護士
	野口祐子	弁護士, グーグル株式会社法務部長
	堀江亜以子	中央大学法学部准教授
	松武秀樹	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
	山本隆司	弁護士

(以上 21 名)

## 5. 使用料部会

部会長代理	茶 園 成 樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
部会長	道垣内 正 人	早稲田大学大学院法務研究科教授，弁護士
	前 田 哲 男	弁護士
	前 田 陽 一	立教大学大学院法務研究科教授
	村 上 政 博	成蹊大学法科大学院客員教授，一橋大学名誉教授，弁護士

(以上 5 名)